告示

○国家公安委員会告示第六号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）により指定された東北地方太平洋沖地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置について次のとおり指定する。

平成二十三年三月十八日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

（対象地域）

第一条　特定権利利益に係る満了日を延長する措置（以下「満了日延長措置」という。）の対象となる地域は、青森県の市町村のうち八戸市及び上北郡おいらせ町、岩手県の全ての市町村、宮城県の全ての市町村、福島県の市町村のうち福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、国見町及び川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町及び天栄村、耶麻郡磐梯町及び猪苗代町、河沼郡会津坂下町及び湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町、東白川郡棚倉町及び矢祭町、石川郡石川町、玉川村、平田村、浅川町及び古殿町、田村郡三春町及び小野町、双葉郡広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡新地町及び飯舘村、茨城県の市町村のうち水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに北相馬郡利根町、栃木県宇都宮市、千葉県の市町村のうち旭市、香取市、山武市及び山武郡九十九里町、新潟県の市町村のうち十日町市、上越市及び中魚沼郡津南町並びに長野県下水内郡栄村とする。

（対象者）

第二条　満了日延長措置の対象者は、その住所（警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第五条第四項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第六項の規定による特定権利利益については、その主たる営業所又は主たる事務所の所在地）が前条に規定する地域内に在る者又は法人であって、次の表の上欄に掲げる法令の条項ごとに、それぞれ下欄に定めるものとする。

対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項	当該措置に係る者
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第一項第一号	同号の講習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第一号	同号の許可を受けて所持しようとする種類の猟銃を所持している者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第二号	同号の許可の更新を受けることができなかった者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第三号	同号の合格証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第四号	同号の教習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第一項	同法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（同法第七条の三第二項の規定により更新された許可を除く。）を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第二項	同法第七条の三第二項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第八条第一項第一号	同号の許可を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項	同項の教習資格認定証の交付を受けている者
道路交通法第五十一条の八第六項	同条第一項の登録を受けた法人
道路交通法第八十七条第六項	同項の仮免許を受けた者
道路交通法第九十条第一項	同項の運転免許試験に合格した者
道路交通法第九十二条の二第一項	同項の免許証の交付又は更新を受けた者
道路交通法第九十二条の二第二項	同項の免許証の交付を受けた者
道路交通法第九十二条の二第三項	同項の免許証の交付を受けた者
道路交通法第九十六条の二	同条の運転免許試験を受けようとする者
道路交通法第九十六条の三	同条の運転免許試験を受けようとする者
道路交通法第九十七条の二第一項第一号	同号の書面を有する者
道路交通法第九十七条の二第一項第二号	同号の卒業証明書又は修了証明書を有する者
道路交通法第九十七条の二第一項第三号	同号の免許証の有効期間の更新を受けなかった者
道路交通法第九十七条の二第一項第四号	同号の免許証の有効期間の更新を受けなかった者
道路交通法第百条の二第一項第一号	同項の普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者
道路交通法第百条の二第一項第二号	同項の普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者
道路交通法第百一条の四第一項	同項の免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のもの
道路交通法第百一条の四第二項	同項の免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの
道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二十六条の三の三第一項第二号	同号の大型自動二輪車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の三の三第一項第三号	同号の大型自動二輪車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の三の三第二項第一号	同号の普通自動二輪車免許を受けている者